

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第37条の14((非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税))関係 (非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税) 37の14－1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税管理勘定（以下37の14－21までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14－12までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。 （注） 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下37の14－21までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14－11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座から払出しがされることに留意する。 (非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出) 37の14－14 措置法第37条の14第6項に規定する非課税適用確認書の交付申請書と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書については、これらの書類の提出先が同一の金融商品取引業者等の営業所の長である場合は、同時に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出しても差し支えない。 (確認書類の範囲) 37の14－15 措置法第37条の14第7項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下37の14－16までにおいて「確認書類」という。）には、次に掲げる書類を含むものとする。 （注） 「確認書類」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができるとされているときは、「確認書類」には当該旧様式を含むものとする。 (1) 国民健康保険高齢受給者証 （国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の5） (2) 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証 （国民健康保険法施行規則 様式第7号） (3) 国民健康保険特別療養証明書 （国民健康保険法施行規則 様式第2） (4) 健康保険特例退職被保険者証 （健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4)）	第37条の14((非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税))関係 (非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税) 37の14－1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税管理勘定（以下37の14－14までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14－12までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。 （注） 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下37の14－14までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14－11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座から払出しがされることに留意する。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
(5) <u>健康保険高齢受給者証</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第10号）</u> (6) <u>健康保険特別療養証明書</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第12号）</u> (7) <u>健康保険被保険者受給資格者票</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第16号）</u> (8) <u>船員保険高齢者受給者証</u> <u>（船員保険法施行規則 様式第 2 号）</u> (9) <u>共済組合組合員被扶養者証</u> <u>（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号）</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号）</u> (10) <u>共済組合高齢受給者証</u> <u>（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の 3 ）</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号）</u> (11) <u>共済組合特別療養証明書</u> <u>（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の 2 ）</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号）</u> (12) <u>共済組合船員組合員被扶養者証</u> <u>（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号）</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号）</u> (13) <u>共済組合任意継続組合員証</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号）</u> (14) <u>共済組合任意継続組合員被扶養者証</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の 2 ）</u> (15) <u>私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書</u> <u>（日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号）</u> (16) <u>自衛官診療証</u> <u>（防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12）</u> <u>（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）</u> <u>37の14－16 金融商品取引業者等の営業所の長は、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日及び住所を確認した場合には、当該確認書類又はその写しをその確認した日の属する年の翌年から 5 年間保存しておくものとする。</u> <u>（申請事項の一括提供）</u> <u>37 の 14－17 措置法第 37 条の 14 第 9 項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に対して行う申請事項（同条第 13 項に規定する事項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 4 項に規定</u>	（新設） （新設）

改 正 後	改 正 前
する事項及び同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項に規定する事項を含む。以下この項において同じ。) の提供について、各営業所の長が各営業所の所在地の所轄税務署長に提供する申請事項を、金融商品取引業者等の本店又は特定の営業所（以下「特定営業所等」という。）の長が取りまとめ、当該特定営業所の所在地の所轄税務署長に一括して提供しても差し支えない。 <u>この場合においては、当該特定営業所等の所在地の所轄税務署長が申請事項の一括提供を受けた日に当該金融商品取引業者等の各営業所の長から当該各営業所の所在地の所轄税務署長に対して申請事項の提供があったものとして取り扱う。</u> <u>（電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い）</u> 37 の 14－18 金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法令第 25 条の 13 第 22 項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、措置法第 37 条の 14 第 10 項各号に定める書類又は書面の交付を受けたものとして取り扱って差し支えない。 <u>（二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から非課税適用確認書の交付申請書の記載事項の提供があった場合）</u> 37 の 14－19 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等（以下この項において「申請者」という。）が、二以上の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同一の勘定設定期間（措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいう。以下 37 の 14－21 までにおいて同じ。）に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したことにより、当該二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長に当該交付申請書に記載された事項（以下 37 の 14－21 までにおいて「申請事項」という。）の提供があった場合には、これらの申請事項のうち提供を受けた日が最も早い申請事項を同条第 10 項第 1 号に規定する申請事項の提供を受けた時前に申請事項の提供がない申請事項として取り扱うことに留意する。 <u>なお、この提供を受けた日については、当該提供が、同条第 9 項第 1 号に規定する方法による場合は、申請事項の送信を受けた日をいい、同項第 2 号に規定する方法による場合は、記録用の媒体を所轄税務署長が収受した日をいうことに留意する。</u> <u>（非課税口座開設届出書を重ねて提出した場合）</u> 37 の 14－20 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により同一の勘定設定期間に非課税管理勘定を設けることができないことから、例えば、誤って同一の勘定設定期間に非課税管理勘定が設けられた場合であっても、非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等に譲渡損失等が生じている場合であっても、同条の規定の適用を受ける当該非課税管理勘定又は当該非課税口座内上場株式等を重ねて設けられた非課税管理勘定又は当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等に変更することはできないことに留意する。	（新設） （新設） （非課税口座開設届出書を重ねて提出した場合） 37 の 14－14 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により同一の勘定設定期間（<u>同条第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいう。以下この項において同じ。）</u>）に非課税管理勘定を設けることができないことから、例えば、誤って同一の勘定設定期間に非課税管理勘定が設けられた場合であっても、非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等に譲渡損失等が生じている場合であっても、同条の規定の適用を受ける当該非課税管理勘定又は当該非課税口座内上場株式等を重ねて設けられた非課税管理勘定又は当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等に変更することはでき

改 正 後	改 正 前
なお、重ねて非課税管理勘定が設けられた場合であっても、重ねて設けられた非課税管理勘定での取引は、当初より非課税口座以外の口座（特定口座を除く。）での取引として取り扱われることに留意する。 （同一の勘定設定期間に重ねて非課税管理勘定が設けられた場合の取扱い） 37の14－21 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は措置法第37条の14第12項の規定により同一の勘定設定期間に非課税管理勘定を設けることができないことから、誤って同一の勘定設定期間に重ねて非課税管理勘定が設けられた場合には、原則として、次に掲げる日が最も早い非課税管理勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うこととする。 <u>(1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が申請事項の提供を受けた日</u> <u>(2) (1)の申請事項の提供を受けた日が同日である場合には、非課税口座内上場株式等を取得した日</u> <u>(3) (1)及び(2)が同日である場合には、非課税口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は非課税口座内上場株式等を譲渡した日(措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により非課税口座内上場株式等の払出しがあった日を含む。)</u> （株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用） 37の14－22 措置法第37条の14の規定の適用に当たっては、37の10－23、37の11の 3－ 6、37の11の 3－ 9、37の11の 3－10及び37の12の 2－ 1 の取扱いを準用する。	ないことに留意する。 なお、重ねて非課税管理勘定が設けられた場合であっても、重ねて設けられた非課税管理勘定での取引は、当初より非課税口座以外の口座（特定口座を除く。）での取引として取り扱われることに留意する。 （新設） （株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用） 37の14－15 措置法第37条の14の規定の適用に当たっては、37の10－23、37の11の 3－ 6、37の11の 3－ 9、37の11の 3－10及び37の12の 2－ 1 の取扱いを準用する。